

確認書

日本赤十字社（以下「事業所」）と日本赤十字社健康保険組合（以下「健保組合」）は、両者間で平成31年4月1日に締結した「健康診査及び保健指導に関するコラボヘルス推進にかかる覚書」に基づき、互いに提供される健康診断の結果が秘匿性の高い個人情報であることに鑑み、その提供方法及び管理方法等について、以下のとおり確認する。

1. 提供の時期及び方法

【事業所から健保組合へ健診結果等を提供する場合】

法定健診及び特定健診等によりリスク保有者が判明した時、受診勧奨通知発送時及び数カ月経過後に受診が確認できない時、事業所は、媒体の特性を踏まえた紛失や損傷及び個人情報漏えいへの防止策を講じた方法で、健診結果等を健保組合へ提供するものとする。

【健保組合から事業所へ受診状況等を提供する場合】

法定健診及び特定健診実施後または受診勧奨実施後に、健保組合は、媒体の特性をふまえた紛失、損傷及び個人情報漏えいへの防止策を講じた方法で、受診状況等を事業所へ提供するものとする。

2. 管理方法及び廃棄処分

事業所は、健保組合から提供を受けた情報について、施錠可能なキャビネット等で他の情報と区分して厳重に保管する。電子データにて管理する場合は、関係者以外のアクセスを不可とする等の措置を講じ、データが不要となった場合は、速やかに個人情報漏えいへの防止策を講じた方法で廃棄処分する。

健保組合は、事業所から提供を受けた情報について、健保組合の定める個人情報保護管理規程に基づき、データを管理、または廃棄処分する。

3. その他

事業所及び健保組合は、本確認書に記載の事項を双方の役職員に遵守させ、当該役職員の退任、退職後についても個人情報の秘密保持義務を遵守させる。

事業所及び健保組合は、本確認書を証とするため、本確認書2通を作成し、双方記名捺印の上、各1通を所持する。

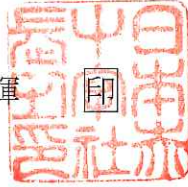
なお、本確認書に定めのない事項、及びその他疑義が生じた際はその都度、双方協議の上、定める。

本確認書は平成 31 年 4 月 1 日より有効とする。

平成 31 年 4 月 1 日

日本赤十字社

社長 近衛 忠輝



日本赤十字社健康保険組合

理事長 飯嶋 喜史

